

高額な診療を受ける皆さんへ 『限度額適用認定証』を申請しましょう

医療機関に入院する時や高額な外来診療を受けた時に『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』(以下「認定証」)を保険証と一緒に提示することで、医療機関で支払う1か月の医療費(保険対象)の支払いが自己負担限度額までとなります。

窓口での支払金額が少なくなりますのでこの制度のご利用をお勧めいたします。事前に市役所高齢者・保険課に認定証の交付手続きをしてください。なお、自己負担限度額は所得区分により異なります。

認定証の有効期限は毎年7月31日となっています。引き続き必要な場合は、再度交付手続きをする必要があります。

(注) 国保税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

認定証の交付手続きが必要な方	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ●70歳未満の方 ●70歳以上の方で所得区分が低所得者Ⅰ、Ⅱの方 現役並みⅠ、Ⅱの方 	市役所で「認定証」の申請をしてください	「認定証」を窓口で提示してください

※70歳以上の方で、所得区分が一般、現役並みⅢの方は「高齢者受給者証」を提示することで自己負担額までの支払いとなります。

市民税非課税世帯の方の入院時の食事代の減額について

市民税非課税世帯の方は、事前に申請し交付された「認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院中の食事代が減額されます。過去12か月の入院日数の合計が91日以上になった場合は、申請をすることで食事代が更に減額されます。該当される場合は早めにご申請ください。

平成30年8月診療分から、高額療養費の自己負担上限額が変わります

70歳以上の皆さまへ

●平成30年7月診療分まで

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円) ×1% 《多数回44,400円※2》
一般	課税所得 145万円未満 ※1	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
低所得者	Ⅱ住民税非課税世帯区分	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯区分Ⅰ※3		15,000円

●平成30年8月診療分から

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円) ×1%(多数回 140,100円※2)	
現役並み	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円) ×1%(多数回 93,000円※2)	
現役並み	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円) ×1%(多数回 44,400円※2)	
一般	課税所得 145万円未満 ※1	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
低所得者	Ⅱ住民税非課税世帯区分	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯区分Ⅰ※3		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は、383万円未満)の場合や、「旧ただし所得」の合計額が、210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額を超えた場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がります。

※3 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

第三者行為による保険診療は、届け出が必要です

交通事故など、第三者による行為が原因でけがや病気になった時の医療費は、原則として加害者が負担するべきものですが、届出によって国民健康保険(以下「国保」)の被保険者証を使用して、医療を受けることができます。その際には必ず高齢者・保険課の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。この場合の医療費は、一旦、国保で支払いますが、後日、国保から加害者へ医療費の請求を行いますので、まずは国保の窓口にご連絡ください。国保への届出の前に示談を済ませると、示談後は国保が使えないので、必ず示談をする前に届出をしてください。

詳細につきましては、医療保険・年金係までお問い合わせください。

一部負担金の減免及び徴収猶予、国民健康保険税の減免

災害により死亡または家屋に重大な損害を受けたときや、失業等による特別な理由により、生活が著しく困難になった場合、申請により、医療機関へ支払う一部負担金の減免や徴収猶予する制度、また国民健康保険税の減免の制度等がありますのでご相談ください。

詳細につきましては、医療保険・年金係(内線323)、税については税務課 諸税係(内線179)までお問い合わせください。

国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として10年以上あれば老齢年金を受け取ることができます。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納保険料を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004)又は岡谷年金事務所(☎23-3661)へお問い合わせください。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

★老齢基礎年金を満額に近づけたい！

老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることはできません。

納め忘れなどで保険料の納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの5年間任意加入して保険料を納めることにより、満額または満額に近づけることができます。

加入日は遡ることはできませんので申出された日からの加入になります。

なお、平成20年4月1日から保険料の納付方法は口座振替が原則となっています。

★付加年金制度加入で増額！

第1号被保険者(および任意加入被保険者)で国民年金基金に加入していない方は、定額保険料に加えて付加保険料を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料額は1か月400円で、年金額は200円×付加保険料納付月数となり大変お得です。定額保険料同様に、前納すると割引になります。

付加保険料を翌月末までに納付されなかった場合、当該月から付加保険料を納めることができなくなりますのでご注意ください。再度納付希望される場合は、改めて申込みが必要となります。

★海外に行くことになったら！

海外に転出する場合は、国民年金に加入する義務はなくなりますが、希望により任意加入することができます。任意加入されると保険料免除制度・納付猶予・学生特例納付制度の申請はできません。

国民年金保険料の納付書をお持ちの方へ

国民年金保険料は、銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。コンビニエンスストアでは休日や夜中でも納付ができますので大変便利です。

納付書に記載されている、納付期限(翌月末)までに保険料納付をお願いします。

なお、使用期限と記載されている場合は、使用期限を過ぎるとその納付書は使用できません。

